

「経営規模等評価審査申請の手引き」の改正について

令和5年 7月 20日
奈良県 建設業・契約管理課

適用

その他の審査項目、項番64の建設機械の所有及びリース台数の土砂等を運搬する貨物自動車の添付書類の説明を追加しました。

有資格コードの追加は、令和5年 7月 1日以降に審査基準日を迎える建設業者から対象となります。

主な改正点

1.その他審査項目 項番64 建設機械の所有及びリース台数

改正前

②e の場合:自動車検査証(審査基準日時点で有効なもの)
※車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」の記載があるか、併せて確認する

改正後

②e の場合:自動車検査証(審査基準日時点で有効なもの)
※車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」の記載があるか、併せて確認する(土砂等の運搬が制限されている車両は、加対象外)

2.資格コードの追加

技術者制度に係る改正に伴い、経営事項審査の技術職員名簿に記載するコードを追加します。